

岡山県生涯学習センター運営協議会会議の公開等について

1 会議の公開基準について

審議会等の設置及び運営等に関する指針（以下「指針」という。）により審議会等の会議については、原則として公開されているところであり、本運営協議会についても、これに準じ、原則として公開とする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

- （１）非公開とすることについて、法令等に規定されている場合
- （２）岡山県行政情報公開条例第７条各号に掲げる情報に該当すると認められる事項を議事とする場合
- （３）会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる場合

2 公開又は非公開の決定について

- （１）会議の公開又は非公開の決定は、指針の公開基準に基づき、運営協議会が決定するものとする。
- （２）運営協議会は、会議を公開しないことを決定した場合は、その理由を明らかにするものとする。

3 公開の方法について

- （１）会議の傍聴を希望する者に傍聴を認める
- （２）傍聴を認める定員 １０名以内
- （３）傍聴の決定 当日先着順受付

4 会議の開催周知について

会議開催予定日の７日前までに県ホームページに掲載するとともに、報道機関に情報提供する。

5 会議資料及び会議録の公開について

事務局は、会議後速やかに議事概要を作成し、その内容について各委員に確認を求め、会議資料、各委員により確認された議事概要は、県ホームページに掲載する。

6 その他

その他、会議の公開等について必要な事項は、事務局が定める。
この会則は、令和６年６月１日から施行する。